

別紙

諮問第712号

答 申

1 審査会の結論

別表2に掲げる本件各一部開示決定について、非開示とした部分のうち、別表3に掲げる部分については開示すべきであるが、その余の部分については非開示が妥当である。

別表2に掲げる本件各非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件各開示請求に対し、東京都教育委員会が本件各開示請求に係る対象保有個人情報として別表2に掲げる本件対象保有個人情報1から72までを特定した上で、平成30年11月9日付けで行った本件各一部開示決定及び各非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各一部開示決定及び各非開示決定は、条例16条2号又は同条6号に基づき適正になされたものであり、妥当である。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、平成31年3月27日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和元年8月27日に実施機関から理由説明書を、同年10月23日から令和3年2月15日までに審査請求人から意見書を収受し、令和2年9月30日（第208回第一部会）から令和3年2月18日（第213回第一部会）まで、6回の審議を行った。

## (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 審査会の審議事項について

本件各一部開示決定及び各非開示決定における非開示情報及び非開示理由は、別表2に記載のとおりである。

審査会は、当該非開示情報について、同表のとおり本件非開示情報1から5までに分類し、それぞれの非開示妥当性について審議する。

### イ 本件非開示情報1から5までの非開示妥当性について

#### (ア) 本件非開示情報1について

- a 本件非開示情報1は、本件対象保有個人情報1、35及び52に記載された情報である。

本件対象保有個人情報1及び35は、いずれも、〇〇高等学校（以下単に「学校」という。）の校長が作成した審査請求人及び審査請求人の保護者との対応記録のまとめである。

本件対象保有個人情報52は、学校職員が審査請求人との対応の記録をまとめたものである。

- b 審査会が見分したところ、非開示とされている部分には、学校職員の所見、校内での対応の検討に関する記述及び審査請求人以外の第三者に関する情報が記載されていることが確認された。

これらの情報については、開示することにより、自身の情報が予期せぬ形で取り扱われることにつき、当該第三者に不信感や誤解を生じさせ、その結果、学校と第三者の信頼関係が損なわれ、事実確認に当たり協力が得られなくなるなど、今後の事業執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、今後、同種の事務において、学校職員が所見に基づく率直な報告を

躊躇することとなり実施機関における実態把握が困難となったり、対応の過程が明らかになることにより、関係者からの干渉を招いたりするなど、適正な学校運営に支障を来すおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報1については、条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

- a 本件非開示情報2は、本件対象保有個人情報3、28、32及び33に記載された情報である。

本件対象保有個人情報3及び33は、いずれも、学校の相談室の教員が作成した審査請求人及び審査請求人の保護者との相談室における相談内容の記録と学校側の対応記録のまとめである。

本件対象保有個人情報28は、学校の相談室の教員が作成した審査請求人及び審査請求人の保護者との相談室での対応等をまとめた文書である。

本件対象保有個人情報32は、学校の校長が作成した審査請求人及び審査請求人の保護者が学校に対する主訴として挙げている内容とその対応及び備考である。

- b 審査会が見分したところ、非開示とされている部分には、学校職員の所見、校内での対応の検討に関する記述及び審査請求人以外の第三者に関する情報が記載されていることが確認された。

これらの記述を開示することにより、今後、同種の事務において、学校職員が所見に基づく率直な報告を躊躇することとなり実施機関における実態把握が困難となったり、対応の過程が明らかになることにより、関係者からの干渉を招いたりするなど、適正な学校運営に支障を来すおそれがあると認められる。

もっとも、本件非開示情報2のうち、別表3に掲げる情報については、審査請求人に対する学校職員の対応内容の記録に留まるものであり、実施機関が主張するような所見を含むものではなく、検討過程が記載されているものではないことから、これを開示することにより上記支障が生じるおそれは認められ

ず、また、開示請求者以外の第三者に関する情報も記載されていない。

したがって、本件非開示情報2のうち別表3に掲げる情報は、開示すべきであるが、その余の部分については条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3について

- a 本件非開示情報3は、本件対象保有個人情報2、4、31、47、50、51、53、54及び72に記載された情報である。

本件対象保有個人情報2は、学校の校長が作成した審査請求人及び審査請求人の保護者が学校に対する主訴として挙げている内容とその対応及び備考である。

本件対象保有個人情報4及び31は、いずれも、平成○年度から平成○年度にかけて行われたいじめに関するアンケートについて学校職員が改めて分析しまとめたものである。

本件対象保有個人情報47、50、51、53及び54は、いずれも、学校職員が審査請求人との対応の記録をまとめたものである。

本件対象保有個人情報72は、学校の校長が作成した審査請求人との対応をまとめた文書である。

- b 審査会が見分したところ、非開示とされている部分には、いずれも、学校職員の所見に基づく記述が記載されていることが確認された。

これらの情報を開示することにより、今後、同種の事務において、学校職員が所見に基づく率直な報告を躊躇することとなり実施機関における実態把握が困難となるなど、適正な学校運営に支障を来すおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報3については、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報4について

- a 本件非開示情報4は、本件対象保有個人情報5、6、8、14、24～26、29、34、42、65、70及び71に記載された情報である。

本件対象保有個人情報5及び26は、いずれも、学校の副校長が作成した平成○年○月○日に審査請求人の保護者と学校職員が話し合いを行った際の議事録である。

本件対象保有個人情報6、42、65は、いずれも、審査請求人以外の第三者から提供された文書である。

本件対象保有個人情報8、14、24、25、29、34、70及び71は、いずれも、学校が作成した学校職員と審査請求人以外の第三者とのやり取りの記録をまとめた文書である。

- b 審査会が見分したところ、非開示とされている部分には、審査請求人以外の第三者の発言及び第三者の作成又は提出に係る情報が記載されていることが確認された。

これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであると認められるため、条例16条2号に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書き、ロ及びハのいずれにも該当しないと認められる。

したがって、本件非開示情報4については、条例16条2号に該当し、同条6号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(オ) 本件非開示情報5について

- a 本件非開示情報5は、本件対象保有個人情報7、9～13、15～23、27、30、36～41、43～46、48、49、55～64及び66～69に記載された情報である。

本件対象保有個人情報7、10、11、36、37、45、46及び48は、いずれも、学校職員が作成した学校職員と審査請求人以外の第三者とのやり取りの記録である。

本件対象保有個人情報12は相談カードであり、本件対象保有個人情報13は生徒カードである。

本件対象保有個人情報9、15～23、27、30、39～41、43、44、55～64及び66～69は、いずれも、第三者から提供された文書である。

本件対象保有個人情報38及び49は、いずれも、学校及び学校経営支援セン

ターにおける情報共有に係る文書である。

- b 審査会が見分したところ、非開示とされている部分には、審査請求人以外の第三者の発言及び第三者の作成又は提出に係る情報が記載されていることが確認された。

これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであると認められるため、条例16条2号に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないと認められる。

したがって、本件非開示情報5については、条例16条2号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑